

岩手県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年2月14日

岩手県監査委員 五日市 王
 岩手県監査委員 川村 伸 浩
 岩手県監査委員 五味 克 仁
 岩手県監査委員 中野 玲 子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
東日本大震災津波伝承館	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入、支出等の事務が適正になされているか、また、収入確保に係る債権管理、未収金回収等が適正になされているか、事務事業の執行に係る委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務等が適正になされているか等に着眼して監査を行った。
岩手県立宮古高等看護学院	〃	〃
岩手県立二戸高等技術専門学校	〃	〃
岩手県病虫害防除所	〃	〃
岩手県県北家畜保健衛生所	〃	〃
岩手県漁業取締事務所	〃	〃
岩手県農業研究センター	〃	〃
岩手県農業研究センター畜産研究所	〃	〃
岩手県農業研究センター県北農業研究所	〃	〃
八幡平農業改良普及センター	〃	〃
岩手県立沼宮内高等学校	〃	〃
岩手県立遠野緑峰高等学校	〃	〃
岩手県立黒沢尻北高等学校	〃	〃
岩手県立西和賀高等学校	〃	〃
岩手県立千厩高等学校	〃	〃
岩手県立釜石商工高等学校	〃	〃
岩手県立宮古北高等学校	〃	〃
岩手県立久慈高等学校	〃	〃
岩手県立久慈工業高等学校	〃	〃
岩手県立軽米高等学校	〃	〃
岩手県立北桜高等学校	〃	〃
岩手県立釜石祥雲支援学校	〃	〃
岩手県立久慈拓陽支援学校	〃	〃
岩手県岩手警察署	〃	〃
岩手県一関警察署	〃	〃

岩手県遠野警察署	〃	〃
岩手県宮古警察署	〃	〃
岩手県二戸警察署	〃	〃

2 監査の結果 以上の機関については、監査した限りにおいて、一部に留意改善を要する事項が認められたものの、他の監査の対象となった事項は、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好と認められた。

- (1) 岩手県立宮古高等看護学院 行政財産使用料の徴収に当たり、通知した納期限が不適当なものが14件、118,300円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 岩手県農業研究センター 委託業務の契約に当たり、設計額を合理的な理由もなく減額して予定価格を定めているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。